

大平町

地域協議会だより

2013年7月 第27号



6月8日(土)、冒険遊び場ねずみもちパークで行われたオリジナルピザ作りの様子。

大平町地域協議会研究会分科会

5月31日(金)と6月5日(水)、大平総合支所新館第1会議室において、大平町地域協議会研究会の分科会(市民生活班、まちづくり班)を行いました。

今年度の意見書提出に向け、各委員から提出された地域や団体の課題等について話し合い、市民生活班では、学校教育に関することや地域の防犯等について、まちづくり班では、通学路の安全確保や観光情報の発信方法等について、調査研究していくことになりました。



分科会の様子



第1回(4月19日) 大平町地域協議会

《報告事項》

橋梁長寿命化修繕計画

《建設水道部道路課》 について

◇目的

従来型の事後的な維持管理から
予防的な維持管理へと転換し、橋
梁を長寿命化させることで、架
替え及び修繕にかかる費用の縮
減を図ります。

◇対象橋梁

橋長10m以上の143橋
(大平地域では、両明橋、吾妻橋
など12橋が対象。)

◇健全度の把握

健全度1 修繕等が当面不要

健全度2 予防的な修繕が必要

健全度3 早急な対応、修繕が必
要(5年以内)

健全度4 緊急な対応、修繕が必要

健全度5 架け替えが必要

◇管理手法による分類

①管理区分Ⅰ(予防保全型)

部材が著しく劣化する前に予
防的な修繕を実施し、長寿命
化とコストの縮減を図りま
す。(131橋)

②管理区分Ⅱ

本計画実施前に架替え又は修

繕を実施する予定で、以後は
区分Ⅰに移行します。(4橋)

③管理区分Ⅲ(事後保全型)
時機をみて架け替えまたは撤
去を実施し、架替え後は区分
Ⅰに移行します。(8橋)

◇路線重要度の設定

橋梁の位置する道路の社会的要
因により路線重要度の評価を行
います。

◇優先順位の設定

橋梁健全度、
路線重要度、
橋面積により、
優先順位を設
定します。

◇コスト縮減効果

計画実施により、
今後50年間で
約175億円のコスト縮減
効果が見込まれます。



両明橋→

新たな地域自治制度検討状況 の中間報告について

《総合政策部地域まちづくり課》

◇地域自治制度の方向性

住みやすく活力ある地域社会を
つくるために、次の2つの組織
を設置し、地域住民が、地域固
有の課題の解決や、地域の特色
を生かした自主的な活動に取り
組むことを目指します。

◇地域自治制度の組織

①住民代表組織

【位置づけ】市長の附属機関
(条例設置)

【役割】

・地域の意見を集約、調整し、
市長へ具申
・市からの意見聴取に対して、
地域の意見を集約、調整し、
市へ回答

【委員の定数】15人以内

②まちづくり実働組織

【位置づけ】任意の組織

【役割】

・地域内の各種団体のネット
ワーク化

・地域のまちづくりに関わる企
画・立案と、取り組みの実施

【組織の定数】組織で定める

◇地域自治組織を置く区域の単位

①栃木中央地域
(栃木地区)

②栃木東部地域
(大宮+国府地区)

③栃木西部地域
(皆川+吹上+寺尾地区)

④大平地域

⑤藤岡地域

⑥都賀地域

⑦西方地域

⑧岩舟地域(岩舟町)

第2回(5月17日) 大平町地域協議会

《報告事項》

観光基本計画策定について

《産業振興部商工観光課》

◇目的

観光資源を取
り巻く現状と
課題を抽出・
分析し、観光
振興の指針を
示すとともに、
体系的な施策
の展開を図る
ため策定しま
す。

◇計画の方針

栃木市総合計画等を踏まえ、
次の項目を定めます。

- ・計画策定の背景と目的
- ・計画策定の基本的視点
- ・栃木市の観光の現状と課題、
地域特性等
- ・計画における基本理念と方針
- ・栃木市の観光施策と戦略的重
点施策
- ・地域別計画
- ・計画の実現に向けて

◇計画の期間

平成26年度～平成34年度



市民会議条例の制定

について

【総合政策部総合政策課】

【総務部総務課】

◇目的

栃木市市民会議の運営に関して、必要な事項を定めるため本条例を制定します。

◇条例の構成

- 第1条 趣旨
- 第2条 所掌事務
- 第3条 組織
- 第4条 任期
- 第5条 会長及び副会長
- 第6条 会議
- 第7条 部会
- 第8条 委任

◇市民会議の役割

市長の諮問に応じ、自治基本条例の施行状況や総合計画等の進捗管理に関する事項などについて検証し、市長に報告すること。

◇委員の構成案

- ①公募 (25人以内)
- ②関係団体代表者 (25人以内)
- ③学識経験者 (6人以内)
- ④市職員 (2人以内)
- ⑤市長が必要と認める者 (8人以内)

都市計画マスタープランの

中間報告について

【都市整備部都市計画課】

《全体構想の概要》

●計画の目的と内容

◇目的

合併後の都市計画の再構築、将来のあるべき都市像等の指針を策定します。

◇内容

栃木市総合計画の「都市計画に関する分野」の基本方針。

◇対象期間

基準年次…平成25年度
目標年次…平成45年度
概ね10年で計画を見直します。

◇対象区域

都市計画区域

◇計画の構成

全体構想 (24年度策定)
地域別構想 (25年度策定)

●まちづくりの総合的課題と

目指すべきまちづくりの方向性

- ① 新生栃木市の総合的・一体的まちづくり
- ② 地域の個性を活かした魅力あるまちづくり
- ③ 都市づくりの新たな価値観に基づく着実なまちづくり
- ④ 共に考え行動する協働・連携のまちづくり

●将来都市像等の設定

◇将来都市像

自然歴史文化が息づく多様な交流を育む新たなとちぎのまちづくり

◇まちづくりの基本理念

『4つの力(総合力、地域力、基盤力、協働力)を結集し、新たな栃木の力へ』

◇まちづくりの目標

- ① 自然と都市が共存共栄するまちづくり (土地利用)
- ② 快適、便利な暮らしやすいまちづくり(交通体系・都市施設)
- ③ 豊かな暮らしと活力を創出するまちづくり (市街地整備)
- ④ 市民の生命財産を守る安全・安心なまちづくり (都市防災)
- ⑤ 地域資源を活かした美しいまちづくり (都市景観)
- ⑥ 豊かな自然を守り活かした環境にやさしいまちづくり (都市環境)

◇将来都市構造

【土地利用ゾーン】

- ・ 都市的利用ゾーン
- ・ 田園・農村的利用ゾーン
- ・ 自然環境保全・活用ゾーン
- ・ インターチェンジ周辺活用ゾーン

【拠点】

- ・ 観光・レクリエーション拠点
- ・ 歴史的町並み拠点
- ・ 公園・緑地拠点
- ・ 産業拠点

◇将来人口フレーム

12万6千人(平成44年度)

●全体構想の策定

◇土地利用

住居系、商業・業務系、工業系、田園・自然系の土地利用等について記載。

◇交通体系

道路網の整備、交通ネットワークの形成について記載。

◇都市施設

都市公園等の整備・充実、自然環境の保全と活用等について記載。

◇市街地整備

複合的都市拠点の整備、地域拠点の整備等について記載。

◇都市防災

都市基盤、防災体制の強化・確立等について記載。

◇都市景観

拠点的な景観形成、地域資源の活用等について記載。

◇都市環境

自然環境の保全・活用、環境負荷の軽減等について記載。



景観計画の

中間報告について

〔都市整備部都市計画課〕

序. 景観計画の概要

計画策定の「背景と目的」、「計画の位置づけ」、「市民・企業・団体・行政の基本的役割」等について記載。

1. 景観計画の区域

「景観計画の区域」、「景観形成重点地区」について記載。

2. 良好な景観形成に関する方針

景観まちづくりの「基本目標」と「基本方針」について記載。

各種委員会の委員推薦について

栃木市都市計画マスタープラン及び栃木市景観計画検討委員会

都市計画の基本方針を定める「都市計画マスタープラン」と、各地域の特色ある景観を保全・誘導する「景観計画」の検討を行う上記委員会の委員として、山田委員が選任されました。

栃木市斎場再整備検討委員会

斎場再整備に係る基本構想等を検討する上記委員会の委員として、阿部委員が選任されました。

《付帯意見に対する市の回答》

本協議会からの意見に対し、担当課から次のとおり回答がありました。

指定管理者制度の導入について

◎地域協議会

- ①大平運動公園への指定管理者制度導入にあたっては、同種施設一括導入ではなく、個別の施設ごとの導入を要望します。
- ②大平文化会館を利用する方の意見を反映するための組織については、市として一元化した大きな組織ではなく、施設別の組織設置を要望します。なお、大平運動公園についても、一括管理になった場合には、同様の対応を要望します。
- ③「サービスの質を落とすことなく、きめ細かな対応が出来る」点に主眼を置いた選定を要望します。

●総務部総務課

- ①貴地域協議会からのご意見等を踏まえ、平成26年度の制度導入を延期し、現在の管理運営形態を継続します。
- ②指定管理者の募集要項作成の際に、組織の設置について反映できるよう調整してまいります。
- ③上記の要望を踏まえた募集要項の作成及び選定を心掛けてまいります。

保育所整備基本計画(案)について

◎地域協議会

- ①大平南第2保育園については、大平第1保育園との統合も含めて、早急に整備計画を立てること。
- ②施設の設置場所や統合に関しては、幼稚園・小学校との連携を検討するとともに、利用者、地域住民の意見を聞くなど総合的に考えること。
- ③大平町保育所整備推進懇談会からの答申を十分に尊重すること。なお、整備計画(案)の「反対意見も多くありました。」の記述は、誤解を招く懸念があることから、当答申の記述どおり「賛否両論」に改めること。

●保健福祉部社会福祉課

- ①次の段階では、最優先で検討します。
- ②各保育園の保護者や地元の意見等も聞きながら、地域から信頼される保育園設置を進めます。
- ③答申については、今後も十分に尊重してまいります。また、整備計画(案)の記述に関してはご指摘のとおり改めます。

今後の地域協議会の予定

◆第5回大平町地域協議会

8月22日(木)午後1時30分

◆第6回大平町地域協議会

9月20日(金)午後1時30分

【場所】大平総合支所

別館大会議室

※会議は傍聴できますので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。

地域の皆さんの

ご意見をお寄せください

大平地域のことについて、ご意見等がありましたら、左記の電話やFAX、メール等でお寄せください(様式不問)。

ご意見等の内容によって、地域協議会で検討いたします。

大平町地域協議会だより

—第27号—

平成25年7月19日発行

発行 大平町地域協議会研究会

〒329-4492 栃木市大平町富田558番地

大平総合支所地域まちづくり課

(電話)0282-43-9205

(FAX)0282-43-8818

(E-mail)o-chiiki@city.tochigi.lg.jp